

山梨県公報

第千八百五十一号

平成二十年

五月八日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………一三五
- 平成二十年度地籍調査事業計画の決定……………一三五
- 道路の区域変更(二件)……………一三五
- 道路の供用開始(三件)……………一三六
- 使用料の収納事務の委託(二件)……………一三七

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一三七
- 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………一三七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一三九

教育委員会

- 山梨県指定史跡の指定……………一三九

人事委員会

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一三九

監査委員

- 監査の結果に基づく措置状況……………一四〇

公安委員会

- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一四三

その他

- あっせん員候補者の告示……………一五五

告示

山梨県告示第二百十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年五月八日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東千百十番地

二 認定期間

平成二十年三月二十九日から平成二十三年三月二十八日まで

山梨県告示第二百十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成二十年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

一 調査を行う者の名称

甲府市、山梨市、大月市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、道志村及び富士河口湖町

二 調査地域

甲府市美咲一丁目、美咲二丁目、天神町、朝日四丁目、朝日五丁目、緑が丘一丁目、武田三丁目、武田四丁目及び宮前町の全域、緑が丘二丁目、湯村三丁目、羽黒町、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、武田一丁目、武田二丁目、元紺屋町、北口一丁目、北口二丁目及び北口三丁目の各一部、山梨市牧丘町西保中及び三富川浦の各一部、大月市梁川町立野、梁川町新倉及び花咲の各一部、南アルプス市芦安芦倉及び芦安通の各一部、甲斐市上芦沢及び下芦沢の各一部、笛吹市芦川町中芦川の各一部、上野原市秋山の全域、西八代郡市川三郷町大字大塚の一部、南巨摩郡早川町湯島及び早川の各一部、南巨摩郡身延町上ノ平、波高島、三沢、梅平、西塩沢、東塩沢及び手打沢の各一部、南巨摩郡南部町富士の一部、南都留郡道志村和出村及び竹之本の各一部並びに南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺の一部

三 調査期間

平成二十年五月八日から平成二十一年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沢千野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
甲州市塩山竹森字岩下三八番の一地先から 甲州市塩山千野字東白坂五六〇番の七地先 まで	一一・二丁 四六・八	三三・四丁 五七・七	二二八・八

山梨県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南巨摩郡早川町大字初鹿島字初鹿島九六四 南巨摩郡早川町大字初鹿島字初鹿島早川右 岸堤防敷地先まで	六・〇丁 八・八	六・〇丁 〇	四〇七・四

八・八	三八三・九
八・一丁 二〇・七	

山梨県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の期日
一般国道	三〇〇号	南巨摩郡身延町大字中ノ倉字午 房畑二四六四番の二地先から 南巨摩郡身延町大字中ノ倉字小 淵二四四九番の一地先まで	二二三・〇	平成二十年 五月八日

山梨県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町中山字石原 三三七番地先から 西八代郡市川三郷町中山字石原 三〇〇番地先まで	一六三・〇	平成二十年 五月八日

山梨県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鯉沢線	南巨摩郡増穂町大字高下字北畑 九四八番の七地先から 南巨摩郡増穂町大字高下字北畑 九四八番の一地先まで	一〇五・〇	平成二十年 五月八日

山梨県告示第二百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方
南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町
- 二 委託に係る使用料
山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

山梨県告示第二百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方
上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年四月二十二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人八ヶ岳南麓観光ドットコム
 - 2 代表者の氏名 鈴木要
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市大泉町西井出五千九百番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、広く観光を目的とする一般市民に対して、八ヶ岳南麓エリアにおける観光情報を含む総合的な情報を、インターネットを利用したウェブサイトの運営により広く情報提供することを中核とし、その他シンポジウムの開催等を通じて、八ヶ岳南麓エリアに対して多くの観光客を誘致する事業を行うことを目的とする。また、八ヶ岳山麓に広がる自然環境を保護し、その自然環境を生かした観光事業を実現するため、八ヶ岳南麓エリアにおいて観光事業に関わる者の意識改革及び育成事業を行うことにより、観光地としての八ヶ岳南麓エリアの活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年四月二十三日から同年六月二十二日まで

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条

第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。
平成二十年五月八日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

平成二十年八月二十日（水）、同月二十一日（木）及び同月二十二日（金）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市川田町五百七十七番地 山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十一条に規定する狩猟免許申請書

(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

(三) (二)の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及

び撮影年月日を記載したものの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千三百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、四千円（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

平成二十年六月二日（月）から同月三十日（月）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成十七年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許（ただし、網・わな猟免許は網猟免許とわな猟免許に区分する。）の更新を受けようとする者

三 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せ次のとおり講習を実施する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

五 申請の手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項に規定する狩猟免許更新申請書

(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類

(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類

(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

平成二十年六月二日(月)から同月三十日(月)まで(県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先

山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五 二二三 一五二〇)又は申請者の住所地を所管する林務環境事務所

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年五月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 中央市西花輪字新田四八四六の三、四八四六の一五、四八四六の一六、四八四六の一七、四八四六の一、四八四六の五、四八四六の六、四八七四の一、四八七四の三、四八七四の四、四八七四の五、四八七四の六、四八七四の七及び四八七四の八の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市落合町五百六十八番地五 新日本通産株式会社 代表取締役 三村修

教育委員会

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第三十一条第一項の規

定により、次の文化財を山梨県指定史跡として指定する。

平成二十年五月八日

山梨県教育委員会

委員長 輿 石 順 一

一 史跡名勝天然記念物の部

史跡

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
徳川家康 側室養珠 院墓所		墓所 養珠院の墓、宝篋印塔、 石門(平唐門)、玉垣、石 灯籠、手水盥 紀州藩供養塔(宝篋印塔 三基)	大野山 本遠寺	山梨県南巨摩 郡身延町大野 八三九番一	山梨県 南巨摩 郡身延 町大野 八三九 番一の 内六〇 四m

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年五月八日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号)の
 一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「知事政策室長」を「知事政策局長」に改め、「室長補佐」
 の下に、「(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。)」を加え、「(部又は県
 民室付の者に限る。)」を、「(部、県民室又は産業立地室付の者に限る。)」に、「新
 行政システム課」を「行政改革推進課」に、「課税・管理部長」を「課税・管理部長」

北病院

看護大学

看護大学短期大

自動車税部長」に、「学長 校長」を「学長 校長 支所長」に、

薬局長 総看護師長 副総看護師長

教授（大学と人事委員会とで協議し

て定める者に限る。）

学部 教授（大学と人事委員会とで協議し

て定める者に限る。）

総看護師長 副総看護師長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十年五月八日

山梨県監査委員

横 森 良

同 中 孝

中 込 元

同 清 武

清 水 則

同 高 剛

高 野 剛

○障害者相談所

- 1 監査執行年月日 平成20年1月10日
- 2 監査対象期間 平成18年4月～平成19年9月
- 3 指摘事項 社会福祉業務従事手当を支給対象外の職員に誤って支給していた。
- 4 講じた措置 監査終了後、人事課に支給該当でないことを確認し、直ちに人事給与福利厚生システムにより社会福祉業務従事手当の支給停止入力及び平成18年4月分から平成19年11月分までの過払いについて、返納、れい入の手続きを行った。
平成18年度分については、納入通知書により納期限の平成20年2月15日までに、平成19年度分については、平成20年1月給与かられい入し、該当者全員の返納を完了している。

○中央病院

- 1 監査執行年月日 平成19年7月12日
- 2 監査対象期間 平成18年度
- 3 指摘事項 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について著しく不適切な事務処理があった。
①患者負担金に係る未収金の処理
②行政財産使用料に係る事務処理
③会議参加負担金の支出に係る処理
④職員の給与に係る支出負担行為の事務処理
⑤契約手続きに係る事務処理
- 4 講じた措置 ①督促状の送付、電話催告などを実施し、未収金の縮減に努めている。
②「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」第8条に沿った手続きを行い、減免希望の有無及びその理由を記載した申請書を徴することとした。
③会議参加の申請が遅れたことが立替払の原因であるため、申請を早めに行うことを徹底し、現在、立替払は一切行っていない。
④今後、支出負担行為を適正な時期に行うよう厳に注意する。

⑤単価や数量の記載漏れなどをなくし、関係書類を適正に添付するよう厳に注意する。

○増穂商業高等学校

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査執行年月日 | 平成20年1月16日 |
| 2 | 監査対象期間 | 平成18年11月～平成19年10月 |
| 3 | 指摘事項 | (1) 学校施設利用電気使用料の調定について、毎月の調定を指導してきたところであるが、改善が見られなかった。
(2) 収入に関する事務処理について著しく不適切な処理があった。
①授業料減免に係る事務処理
②授業料の直接収納に係る事務処理 |
| 4 | 講じた措置 | (1) 今後は遅延のないよう毎月調定を行うよう徹底する。
(2) ①授業料減免決定状況と調定状況を確認し、すでに減額調定を行った。
②現金を収納した日又は翌日に指定金融機関に払い込むこととした。 |

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十年五月八日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

別表第一中

一五八	甲府市塩部四丁目二番一―号先 （市道富士見通り線と市道高堰線と上木戸線との交差点）	NTT塩部前	平六・九・二二 告示 第三五号
一五八	削除		平成二〇年五月八日 告示第五八号
二九五	甲府市塩部三丁目五番一―号先 （市道上木戸狐塚線と市道上木戸線との十字路交差点）	朝日小学校西	平成一九年一月一日 告示第一〇二号
二九五	甲府市塩部三丁目五番一―号先 （市道上木戸狐塚線と市道上木戸線との十字路交差点）	朝日小学校西	平成一九年一月一日 告示第一〇二号
二九六	甲府市富士見二丁目三番三二―号先 （都市計画道路路愛宕町下条線と甲府市道陣場線との丁字路交	富士見二丁目	平成二〇年五月八日 告示第五八号

（差点）

八八	甲州市勝沼町山四二九番地先 （国道四一―号（塩山バイパス）	西広門田橋南	平成二〇年五月八日 告示第五八号
八七	甲州市塩山熊野一、四一三番地の四先 （国道四一―号（塩山バイパス）と市道との十字路交差点）	熊野橋西	平成二〇年五月八日 告示第五八号
八六	甲州市塩山熊野一、〇一〇番地先 （国道四一―号（塩山バイパス）と市道との十字路交差点）	奥野田小学校南	平成二〇年五月八日 告示第五八号
八五	甲州市塩山熊野九五〇番地先 （国道四一―号（塩山バイパス）	奥野田小学校北	平成二〇年五月八日 告示第五八号
八四	甲州市塩山小屋敷一、五七八番地先 （県道塩山勝沼線）	松里駐在所前	平成一九年八月六日 告示第七一―号
八四	甲州市塩山小屋敷一、五七八番地先 （県道塩山勝沼線）	松里駐在所前	平成一九年八月六日 告示第七一―号
七一	甲府市大里町二、〇三四番地先 （県道甲府中央右左口線）	大里保育園入	平成二〇年五月八日 告示第五八号
七一	甲府市大里町二、〇四三番地先 （県道甲府玉穂中道線）	城南中学校入	五〇・四・一

と国道四二一号との十字路交差点)

に改める。
別表第三中

四八九	市道	甲府市富士見一丁目七番三二号先(県衛生公害研究所)から甲府市富士見一丁目九番一〇号先(松田方)まで(四〇〇メートル)	車両(二輪、軽車両、沿道家屋関係車両を除く。)	終日	甲府	平成一九・二・二七 告示 第一六号
-----	----	--	-------------------------	----	----	-------------------------

を

四八九	市道	甲府市富士見一丁目七番三二号先(県衛生公害研究所)から甲府市富士見一丁目七番一四号先まで(二二五メートル)	車両(二輪、軽車両、沿道家屋関係車両を除く。)	終日	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----	----	---	-------------------------	----	----	---------------------

に改める。
別表第四中

四九四	その他 の道路 (病院 内通路)	甲府市富士見一丁目、七七四番地の四先(県立中央病院駐車場)から甲府市富士見一丁目四番三三号先(中央病院東交差点)まで(二五メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	甲府	平成一七年六月一六日 告示第五五号
-----	---------------------------	--	----	---------------------	----	----------------------

を

四九四	削除				甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----	----	--	--	--	----	---------------------

に

五三四	県道白井甲州線(圭林バイパス)	笛吹市八代町米倉一、一一五番地先(狐川橋東交差点・県道白井甲州線東進から圭林バイパスへの左折導流部)(二〇メートル)	車両	車両進行 西から北 へ終日	笛吹	平成一九年一月一三日 告示第一一七号
-----	-----------------	--	----	---------------------	----	-----------------------

を

五三四	県道白井甲州線(圭林バイパス)	笛吹市八代町米倉一、一一五番地先(狐川橋東交差点・県道白井甲州線東進から圭林バイパスへの左折導流部)(二〇メートル)	車両	車両進行 西から北 へ終日	笛吹	平成一九年一月一三日 告示第一一七号
-----	-----------------	--	----	---------------------	----	-----------------------

五三五	市道一 号線	笛吹市石和町松本一七七番地八先(石和温泉駅前広場)(一一〇メートル)	車両	車両進行 入口から 入口から ロータリー内西 側を時計 回り終日	笛吹	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----	-----------	------------------------------------	----	---	----	---------------------

五三六	市道一 号線	笛吹市石和町松本一七七番地一先(石和温泉駅前広場)(九〇メートル)	車両	車両進行 ロータリー内北側 中央から ロータリー	笛吹	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----	-----------	-----------------------------------	----	-----------------------------------	----	---------------------

五三七	国道四 一〇号 (塩山 バイパス)	甲州市塩山熊野一、 三〇番地一先(奥野田 小学校南交差点・塩山 バイパス北進から市道 への左折導流部)(二一 メートル)	車両	車両進行 南から西 へ終日	日下 部	平成二〇年五 月八日 告示第五八号	内東側 を時計回 り終日
五三八	国道四 一一号 (塩山 バイパス)	甲州市塩山熊野一、 一〇番地先(奥野田小 学校南交差点・塩山バ イパス南進から市道へ の左折導流部)(二〇 メートル)	車両	車両進行 北から東 へ終日	日下 部	平成二〇年五 月八日 告示第五八号	

に改める。
別表第五中

二二五	市道富 士見通 り線	甲州市富士見一丁目 四番三三号先 (中央病院東交差点)	北進す る車両	終日	甲府	平成一七年六月 一六日 告示第五五号	
-----	------------------	-----------------------------------	------------	----	----	--------------------------	--

を

二二五	削除				甲府	平成二〇年五月 八日 告示第五八号	
-----	----	--	--	--	----	-------------------------	--

に改める。
別表第六中

三九七	市道富 士見通	甲州市富士見一丁目 四番三三号先(中央 南進す る車両	終日	甲府	平成一七年六月 一六日		
-----	------------	--------------------------------------	----	----	----------------	--	--

り線 病院東交差点) 告示第五五号

三九七	削除				甲府	平成二〇年五月 八日 告示第五八号	
-----	----	--	--	--	----	-------------------------	--

に改める。
別表第十中

二五八	市道 富士見 通線	甲州市塩部四丁目二番一 一号先 電々線路庁舎西	二	甲府	五五・一〇・六 四一 号		
-----	-----------------	-------------------------------	---	----	--------------------	--	--

を

二五八	削除				甲府	平成二〇年五月 八日 告示第五八号	
-----	----	--	--	--	----	-------------------------	--

に

四、四六三	国道四 一一号 (塩山 バイパス)	甲州市塩山赤尾六一三番地二先 (赤尾交差点)	二	塩山	平成一八年六月 二二日 告示第六〇号		
-------	----------------------------	---------------------------	---	----	--------------------------	--	--

を

四、四六三	国道四 一一号 (塩山 バイパス)	甲州市塩山赤尾六一三番地二先 (赤尾交差点)	四	日下 部	平成二〇年五月 八日 告示第五八号		
-------	----------------------------	---------------------------	---	---------	-------------------------	--	--

に、			を			に、			を		
四、九七一	国道四 一―号 (塩山 バイパ ス)	塩山市熊野一、四一三番地四先 (レストランラストバラダイス 北側丁字路交差点)	一	塩山	平成一五年六月 一―日 告示第三八号	四、九七一	国道四 一―号 (塩山 バイパ ス)	甲州市塩山熊野一、四一三番地 四先(熊野橋西交差点)	四	日下 部	平成二〇年五月 八日 告示第五八号
五、二二二六	村道	南都留郡忍野村忍草一、三四〇 番地一先(入角交差点)	二	富士 吉田	平成二〇年一月 二四日 告示第四号	五、二二二六	村道	南都留郡忍野村忍草一、三四〇 番地一先(入角交差点)	二	富士 吉田	平成二〇年一月 二四日 告示第四号
五、二二二七	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見二丁目三番三二号 先(富士見二丁目交差点)	三	甲府	平成二〇年五月 八日 告示第五八号	五、二二二八	町道	中巨摩郡昭和町押越二、一五九 番地先(丁字路交差点)	一	南甲 府	平成二〇年五月 八日 告示第五八号

五、二二四一	国道四 一―号 (塩山 バイパ ス)	甲州市塩山熊野一、〇一〇番地 先(奥野田小学校南交差点)	六	日下 部	平成二〇年五月 八日 告示第五八号	五、二二四二	国道四 一―号 (塩山 バイパ ス)	甲州市勝沼町山四二九番地先(西 広門田橋南交差点)	二	日下 部	平成二〇年五月 八日 告示第五八号
五、二二四〇	国道四 一―号 (塩山 バイパ ス)	甲州市塩山熊野九五〇番地先(奥 野田小学校北交差点)	一	日下 部	平成二〇年五月 八日 告示第五八号	五、二二四三	県道小 和田猿 橋線	大月市七保町下和田八三三番地 先(県道と市道との十字路交差 点)	一	大月	平成二〇年五月 八日 告示第五八号
五、二二四四	市道	大月市七保町下和田三八一―番地 先(十字路交差点)	一	大月	平成二〇年五月 八日 告示第五八号	五、二二四五	市道	大月市七保町下和田三八四番地 先(百蔵橋東詰交差点)	一	大月	平成二〇年五月 八日 告示第五八号
五、二三九	県道田 中勝沼 線	笛吹市一宮町中尾四一六番地先 (県道同士の丁字路交差点)	一	笛吹	平成二〇年五月 八日 告示第五八号	に改める。 別表第十四中					

三〇七	県道 敷島竜 王線	中巨摩郡敷島町島上条一、七二四番地先（秋山方面側）から中巨摩郡昭和町飯喰八五三番地先（小沢警官前）までの両側	七、六五〇	車両（原付、けん引を除く）	四〇	甲府南甲府	甲府平一・一二・二〇 告示第五〇号
-----	-----------------	--	-------	---------------	----	-------	----------------------

三〇七	県道甲斐中央線	甲斐市島上条一、七二四番地先から中巨摩郡昭和町飯喰八五三番地先までの両側	七、六五〇	車両（原付、けん引を除く）	四〇	南甲府 葎崎	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----	---------	--------------------------------------	-------	---------------	----	-----------	---------------------

一、二 一六	市道 富士見 中線	甲府市北口二丁目四番一四号先（甲府駅北口交差点）から甲府市丸の内一丁目一番九号先（朝日町ガード北交差点）まで	三三〇	高速車 中速車	四〇	甲府	六三・三三 第一〇号
-----------	-----------------	--	-----	------------	----	----	---------------

一、二 一六	市道 都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市北口二丁目四番一四号先（甲府駅北口交差点）から甲府市富士見二丁目三番三二号先（富士見二丁目交差点）までの両側	一、九〇〇	車両（原付、けん引を除く）	四〇	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----------	--------------------------------	---	-------	---------------	----	----	---------------------

一、二 四六	都市計 画街路 愛宕町 下条線	甲府市朝日二丁目六番七号先（樋口印章店前）から甲府市塩部二丁目七番先（県立甲府工業高等学校南西角交差点）までの両側	八二五	車両（原付、けん引を除く）	四〇	甲府	平成一三年三月一日 告示第九号
-----------	--------------------------	---	-----	---------------	----	----	--------------------

一、二 四六	削除					甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----------	----	--	--	--	--	----	---------------------

一、四 七八	国道 四一 号（塩 山バイ パス）	塩山市千野五二〇番地先（千野駐在所東側交差点）から塩山市赤尾六〇五番地先（長岡整形外科病院西側交差点）までの両側	一、三八〇	車両（原付、けん引を除く）	五〇	塩山	平成一三年三月一日 告示第九号
-----------	-------------------------------	--	-------	---------------	----	----	--------------------

一、四 七八	国道四 一 号（塩山 バイパス）	甲州市塩山千野五四〇番地先（千野駐在所前交差点）から甲州市勝沼町山四二九番地先（	三、八二〇	車両（原付、けん引を除く）	五〇	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----------	---------------------------	--	-------	---------------	----	-----	---------------------

<p>西広門田橋南交差点)までの両側</p>	<p>一、五 七 七</p> <p>国道四一〇号(塩山バイパス)</p> <p>塩山市熊野一、三〇番地一先(小澤勝仁方東側)から塩路交差点)から塩山市熊野一、四一三番地四先(レストランラストパラダイス北側)丁字路交差点)までの両側</p> <p>四〇〇</p> <p>車両(原付・けん引)を除く)</p> <p>五〇</p> <p>塩山</p> <p>平成一九年七月二四日 告示第五一号</p>	<p>一、五 七 七</p> <p>削除</p> <p>日下部</p> <p>平成二〇年五月八日 告示第五八号</p>	<p>一、六 二 五</p> <p>市道愛宕町下条線</p> <p>甲府市塩部一丁目六番九号先(甲府工業高校西交差点)から甲府市富士見一丁目四番三三号先(中央病院東交差点)までの両側</p> <p>三〇〇</p> <p>車両(原付・けん引)を除く)</p> <p>四〇</p> <p>甲府</p> <p>平成一九年六月一六日 告示第五五号</p>
------------------------	---	---	---

<p>一、六 二 五</p> <p>削除</p> <p>甲府</p> <p>平成二〇年五月八日 告示第五八号</p>	<p>一、六 六 〇</p> <p>広域農道金川曾根線</p> <p>笛吹市八代町米倉六八七番地の一先(米倉橋南交差点)から笛吹市境川町藤袋四、八四四番地の二先(金刀比羅橋北詰)までの両側</p> <p>三、〇七五</p> <p>車両(原付・けん引)を除く)</p> <p>四〇</p> <p>笛吹</p> <p>平成一九年一月二三日 告示第一一七号</p>	<p>一、六 六 〇</p> <p>広域農道金川曾根線</p> <p>笛吹市八代町米倉六八七番地の一先(米倉橋南交差点)から笛吹市境川町藤袋四、八四四番地の二先(金刀比羅橋北詰)までの両側</p> <p>三、〇七五</p> <p>車両(原付・けん引)を除く)</p> <p>四〇</p> <p>笛吹</p> <p>平成一九年一月二三日 告示第一一七号</p>	<p>一、六 六 一</p> <p>市道 県道甲斐中央線</p> <p>甲斐市名取三三四番地先(真福寺南交差点)から甲斐市竜王新町四三〇番地先(丁字路交差点)までの両側</p> <p>五五〇</p> <p>車両(原付・けん引)を除く)</p> <p>四〇</p> <p>葦崎</p> <p>平成二〇年五月八日 告示第五八号</p>
--	---	---	---

に改める。

別表第十五中

線
笹本自動車東側丁 字路交差点) から 甲斐市竜王新町四 一九番地四先(J R 竜王駅前) まで の両側
けん引 を 除く。
日 告示第五 八号

一一五
県道 敷島竜 王線
中巨摩郡竜王町竜王 駅前から中巨摩郡敷 島町島上条三二三番 地先(西町十字路) までの両側
一、九〇〇
車両
終日
甲府
五〇・一 一・一五 三九号

一一五
削除
葦崎
平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号

一七四
県道 布施竜 王線
中巨摩郡竜王町富竹 新田一、二五三番地 先甲府バイパス竜王 駅入口交差点から中 巨摩郡昭和町飯喰字 村西一、三四五番地 昭和バイパス北交差 点までの両側
五、〇五〇
車両
終日
南甲 府
五四・一 一・一七 四八号

一七四
市道 県道甲 斐中央 線
甲斐市島上条三二三 番地先(西町交差点)から中巨摩郡昭和 町飯喰字村西一、三 四五番地先(飯喰交 差点)までの両側
七、〇〇〇
車両
終日
南甲 府 葦崎
平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号

四一七
国道 四一 号(塩 山バイ パス)
塩山市千野五二〇番 地先(千野駐在所東 側交差点)から塩山 市赤尾六〇五番地先 (長岡整形外科病院 西側交差点)までの 両側
一、三八〇
車両
終日
塩山
平一〇・ 一〇・一 九 告示 第五〇号

四一七
国道四 一 号(塩 山バイ パス)
甲州市塩山千野五四 〇番地先(千野駐在 所前交差点)から甲 州市勝沼町山四二九 番地先(西広門田橋 南交差点)までの両 側
三、八二〇
車両
終日
日下 部
平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号

四六二
県道敷 島竜王 線
甲斐市亀沢三、九三 八番地先から甲斐市 亀沢四、二二〇番地 先(甲府レジン西側)までの両側
四〇〇
車両
終日
葦崎
平成二〇 年一月二 四日 告示第四 号

四六二	県道敷島竜王線	甲斐市亀沢三、九三番地先から甲斐市亀沢四、二二〇番地先（甲府レジン西側）までの両側	四〇〇	車両	終日	葦崎	平成二〇年一月二四日 告示第四号
四六三	市道 都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市富士見一丁目四番三三号先（中央病院東交差点）から甲府市富士見二丁目三番三二号先（富士見二丁目交差点）までの両側	四六〇	車両	終日	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五号
四六四	市道 県道甲斐中央線	甲斐市名取三二四番地先（真福寺南交差点）から甲斐市竜王新町四三〇番地先（丁字路交差点）までの両側	五五〇	車両	終日	葦崎	平成二〇年五月八日 告示第五号
四六五	県道甲斐中央線	甲斐市竜王新町四〇〇番地一〇先（笹本自動車東側丁字路交差点）から甲斐市竜王新町四一九番地四先（JR竜王駅前）までの両側	一〇〇	車両	終日	葦崎	平成二〇年五月八日 告示第五号

に改める。
別表第十六中

二、八六三	町道	中巨摩郡白根町在家塚九九九番地の八先（斉藤友規所有桃畑）東側	小笠原	五三・三・三三 一〇号
-------	----	--------------------------------	-----	----------------

を

二、八六三	削除		南アルプス	平成二〇年五月八日 告示第五八号
四、三九〇	削除	甲府市富士見一丁目九番一〇号 先松田智光方北側	甲府	五五・二二・一五九号
四、三九〇	削除		甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
五、一六〇	削除	塩山市上粟生野一五九番地先 （旧道（新千野橋東詰））	塩山	五七・六・一〇二五号
五、一六〇	削除		日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
二、二六一	市道	中央市下河東一、八五六番地三先（十字路交差点・北進車両）	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号

を

に

を

に

を

に

一一、二六一	市道	中央市下河東一、八五六番地三先(十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二六二	市道	甲府市富士見一丁目四番先(県立中央病院駐車場南西側丁字路交差点・南進車両)	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二六三	市道	甲府市富士見一丁目六番一、二番先(丁字路交差点・北進車両)	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二六四	市道	甲府市塩部二丁目三番二号先(山進興業(株)西側丁字路交差点・西進車両)	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二六五	市道	甲府市塩部四丁目二番一、二番先(NTT東日本山梨塩部ビル西側丁字路交差点・南進車両)	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二六六	市道	笛吹市石和町松本一七七番地一先(石和温泉駅前広場中央・西進車両)	笛吹	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二六七	国道四一 一〇一 号 (塩山バイパス)	甲州市塩山熊野一、〇三〇番地一先(奥野田小学校南交差点南西角左折導流部出口)	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二六八	国道四一 一〇一 号 (塩山バイパス)	甲州市塩山熊野一、〇一〇番地先(奥野田小学校南交差点北東角左折導流部出口)	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二六九	市道	甲州市塩山上粟生野九〇三番地	日下部	平成二〇年五月

一一、二七〇	市道	先(千野橋南詰十字路交差点・北進車両)		八日 告示第五八号
一一、二七一	市道	甲州市塩山上粟生野九〇三番地先(千野橋南詰十字路交差点・南進車両)	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二七二	市道	甲州市塩山上於曾二、一二三番地一先(丁字路交差点・南進車両)	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二七三	市道	甲州市塩山三日市場一、一二三番地先(十字路交差点・西進車両)	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二七四	市道	甲州市塩山上井尻一、四二六番地先(丁字路交差点・西進車両)	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二七五	市道	大月市七保町下和田三七七番地先(県道との十字路交差点・東進車両)	大月	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一一、二七六	市道	大月市七保町下和田三八四番地先(十字路交差点・西進車両)	大月	平成二〇年五月八日 告示第五八号

に改める。
別表第十七中

八三	市道	甲府市北口二丁目一番九号先(甲府駅北口交差)	七五五	車両	終日	甲府	平六・二七	告示
----	----	------------------------	-----	----	----	----	-------	----

		点)から甲府市朝日三丁目六番三号先(成瀬隆祐方)までの両側					第四号
--	--	-------------------------------	--	--	--	--	-----

八三	都市計画道路 愛宕町 下条線	甲府市北口二丁目一番九号先(甲府駅北口交差点)から甲府市富士見二丁目三番三二号先(富士見二丁目交差点)までの両側	一、九〇〇	車両	終日	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
----	----------------------	--	-------	----	----	----	---------------------

一八七	県道敷島田富線	甲斐市竜王新町無番地先(JR竜王駅前)から中巨摩郡昭和町河西七四一番地先(込山酒店)までの両側	六、二〇〇	車両	終日	南甲府	平成一七年六月一日 告示第五五号
-----	---------	---	-------	----	----	-----	---------------------

一八七	市道 県道甲斐中央線	甲斐市牛匂二、一三四番地先から中巨摩郡昭和町河西七四一番地先(込山酒店)までの両側	九、〇五〇	車両	終日	南甲府 南甲府 南甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----	---------------	---	-------	----	----	-------------------	---------------------

三六二	県道 敷島竜王線	中巨摩郡竜王町竜王駅前から中巨摩郡敷島町牛匂二、一三四番地先(保延一男方)までの両側	二、八五〇	車両	終日	甲府 南甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----	-------------	--	-------	----	----	-----------	---------------------

三六一	削除					南甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-----	----	--	--	--	--	-----	---------------------

一、三三八	国道四一(塩山山バイパス)	塩山市千野五二〇番地先(千野駐在所東側交差点)から塩山市赤尾六〇五番地先(長岡整形外科病院西側交差点)までの両側	一、三八〇	車両	終日	塩山	平成二〇年五月八日 告示第五〇号
-------	---------------	--	-------	----	----	----	---------------------

一、三三八	国道四一(塩山山バイパス)	甲州市塩山千野五四〇番地先(千野駐在所前交差点)から甲州市勝沼町山四二九番地先(西広門田橋南交差点)までの両側	三、八二〇	車両	終日	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
-------	---------------	---	-------	----	----	-----	---------------------

一、二四〇	市道 朝日塩部線	甲府市朝日三丁目六番三号先(横沢橋東詰)から甲府市塩部二丁目七番先(県立甲府工業高等学校南西角交差点)までの両側	六二〇	車両	終日	甲府	平一・八・三〇 告示 第三七号
-------	-------------	--	-----	----	----	----	-----------------------

一、二四〇	削除					甲府	平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
-------	----	--	--	--	--	----	---------------------------------

一、三〇三	国道四 一〇号 (塩山 バイパス)	塩山市熊野一、 〇三〇番地一先 (小澤勝仁方東 側丁字路交差点 から塩山市熊 野一、四一三番 地四先(レスト ランラストパラ ダイス北側丁字 路交差点)まで の両側	四〇〇	車両	終日	塩山	平成一五 年六月一 二日 告示第三 八号
-------	----------------------------	--	-----	----	----	----	----------------------------------

一、三〇三	削除					日下	平成二〇 年五月八
-------	----	--	--	--	--	----	--------------

							日 告示第五 八号
--	--	--	--	--	--	--	-----------------

一、三三四	市道愛 宕町下 条線	甲府市塩部二丁目六番九号先(甲府工業高校西交差点)から甲府市富士見一丁目四番三三三号先(中央病院東交差点)までの両側	三〇〇	車両	終日	甲府	平成一七 年六月一 六日 告示第五 五号
-------	------------------	--	-----	----	----	----	----------------------------------

一、三三四	削除					甲府	平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
-------	----	--	--	--	--	----	---------------------------------

一、三四六	市道北 口一 号線	甲府市北口一丁目一番一号先(丁字路交差点)から甲府市北口二丁目三番八号先(丁字路交差点)までの両側	五七五	車両	終日	甲府	平成一九 年八月六 日 告示第七 一号
-------	-----------------	---	-----	----	----	----	---------------------------------

一、三四六	市道北	甲府市北口一丁目	五七五	車両	終日	甲府	平成一九
-------	-----	----------	-----	----	----	----	------

一、三四七	市道 県道甲 斐中央 線	甲斐市名取三二 四番地先（真福 寺南交差点）か ら甲斐市竜王新 町四三〇番地先 （丁字路交差点 ）までの両側	五五〇	車両	終日	葎崎	平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
一、三四八	県道甲 斐中央 線	甲斐市竜王新町 四〇〇番地一〇 先（笹本自動車 東側丁字路交差 点）から甲斐市 竜王新町四一九 番地四先（JR 竜王駅前）まで の両側	一〇〇	車両	終日	葎崎	平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号
一、三四九	市道	笛吹市石和町松 本一七七番地八 先（石和温泉駅 前広場）	二〇〇	車両	終日	笛吹	平成二〇 年五月八 日 告示第五 八号

に改める。
別表第十九中

一六四	国道四 一〇号 （塩山 バイパス）	塩山市千野五二〇番地先（千野駐 在所前交差点）から塩山市赤尾六 〇五番地先（長岡整形外科病院西 側交差点）までの西側歩道（一、	塩山	平成一四年九月一九 日 告示第五二 号
-----	----------------------------	--	----	------------------------------

一六五	ス 国道四 一〇号 （塩山 バイパス）	塩山市千野五二〇番地先（千野駐 在所前交差点）から塩山市赤尾三 六三番地先（藤本政久方西側）ま での東側歩道（一、一〇〇メー トル）	塩山	平成一四年九月一九 日 告示第五二 号
-----	---------------------------------	--	----	------------------------------

一六四	ス 国道四 一〇号 （塩山 バイパス）	甲州市塩山千野五四〇番地先（千 野駐在所前交差点）から甲州市勝 沼町山四二九番地先（西広門田橋 南交差点）までの両側歩道（三、 八二〇メートル）	日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号
一六五	削除		日下部	平成二〇年五月八日 告示第五八号

一八一	ス 国道四 一〇号 （塩山 バイパス）	甲州市塩山上於曾一、〇四〇番地 先（甲州市役所前）から甲州市塩 山赤尾六一三番地二先（赤尾交差 点）までの両側歩道（九二〇メー トル）	日下部	平成二〇年一月二四 日 告示第四号
-----	---------------------------------	---	-----	-------------------------

一八一	ス 国道四 一〇号 （塩山 バイパス）	甲州市塩山上於曾一、〇四〇番地 先（甲州市役所前）から甲州市塩 山赤尾六一三番地二先（赤尾交差 点）までの両側歩道（九二〇メー トル）	日下部	平成二〇年一月二四 日 告示第四号
一八二	都市計 画道路	甲府市富士見一丁目四番三三号先 （中央病院東交差点）から甲府市	甲府	平成二〇年五月八日 告示第五八号

愛宕町 下条線 (富士見二丁目三番三二号先(富士見二丁目交差点)までの両側歩道(四六〇メートル))

に改める。
別表第三十の二中

一四 市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅バス乗降場)道路標示によって区画された二七メートルの部分)	終日	バス	日下部	平成一六年 一二月二〇日 告示第一〇三号
------------------	---	----	----	-----	----------------------------

を

一四 市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅バス乗降場)道路標示によって区画された二七メートルの部分)	終日	バス	日下部	平成一六年 一二月二〇日 告示第一〇三号
一五 市道	笛吹市石和町松本一七七番地八先(石和温泉駅前広場西側・タクシー乗降場、路線バス乗降場五〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	タクシ 路線バス	笛吹	平成二〇年 五月八日 告示第五八号
一六 市道	笛吹市石和町松本一七七番地八先(石和温泉駅前広場東側・路線バス乗降場一五メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	市営路線バス	笛吹	平成二〇年 五月八日 告示第五八号

に改める。

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十年五月八日

山梨県労働委員会
会長 鶴田 和雄

氏名	歴
鶴田 和雄	弁護士 第三十五・三十六・三十七期山梨県労働委員会委員 公認会計士 第三十四・三十五・三十六・三十七期山梨県労働委員会委員
萩原 勝	特定社会保険労務士 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員 弁護士 第三十七期山梨県労働委員会委員
加藤 里美	山梨学院大学准教授 第三十七期山梨県労働委員会委員
田中 正志	連合山梨事務局長 第三十七期山梨県労働委員会委員
深松 和子	ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員
神宮寺 聡	JAMキートン労働組合執行委員長 第三十五・三十六・三十七期山梨県労働委員会委員
青柳 和仁	労働委員会委員
遠藤 長男	労働委員会委員
中澤 晴親	NTT労働組合山梨分会分会長 第三十七期山梨県労働委員会委員 ルネサステクノロジ労働組合甲府支部執行委員長 第三十七期山梨県労働委員会委員
萩原 雄二	山梨県経営者協会専務理事 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員 ㈱アスクテクニカ代表取締役社長 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員 ㈱文祥堂オフィスファシリティー代表取締役社長 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員
一瀬 茂夫	山梨県労働委員会事務局長
高尾 一	山梨県労働委員会事務局長次長
細田 俊	山梨県労働委員会事務局次長
有泉 晴廣	山梨県労働委員会事務局副主幹
成島 秀栄	山梨県労働委員会事務局副主幹
古屋 光治	山梨県労働部労働政策課長
駒谷 治克	山梨県労働部労働政策課長補佐
塩谷 雅秀	山梨県労働部労働政策課長補佐
小松万千代	山梨県労働部労働政策課長補佐
野口 潔	山梨県労働部労働政策課長補佐

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番